

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・可児市の顔・玄関づくりのための整備、市街地の賑わいづくりのための整備 (都)可児駅前線、(都)今広東線等の幹線道路については、商業利用を中心とし、多くの人々が利用する。そのため、賑わいと魅力ある駅前づくりを進め、社にふさわしい高質な公共空間を創出し、人々が楽しく快適に歩行できる空間形成を図る。特に、(都)可児駅前線は、本市のシンボルロードとして位置づけられており、機能的・景観的に優れた空間づくりを図る。さらに、これらの路線は、駅への主要なアクセス路線であるが、現況狭隘な路線であり、安全性に欠けている。そこで、区画整理事業の進捗状況に合わせて各路線整備を行い、交通結節点としての機能強化を図る。</p>	<p>・土地区画整理事業 ・高質空間形成施設 ・道路</p>
<p>・ふるさとの暮らしづくりのための整備、中心市街地の機能再生のための整備 現在、土地利用が混在しているため、中心市街地としての本来の機能を十分に生かせていない。そのため、意向確認型の換地手法を取り入れ、土地の有効利用を促進し、商業系と住居系の土地利用の純化を図ることで土地利用の適正化を進める。それにより、中心市街地における居住人口の定着を図るとともに、商業機能をはじめとする、都市機能の充実を図る。</p>	<p>・土地区画整理事業</p>
<p>・安全で安心なまちづくりのための整備 利用するすべての人が安全で快適に歩くことのできる道路を整備するため、歩道の段差を解消したり、各所にベンチや街の案内板、モニュメント等を配置する。また、地区計画の導入によりブロック塀を規制したり、緊急時の避難場所を兼ねた広場の整備を行う。さらに意向確認型換地手法により地区の南端に防災ステーション用地(3,500㎡)を確保し、水防センター・資材置場等を整備することにより、地域の防災拠点とする。</p>	<p>・土地区画整理事業 ・高質空間形成施設 ・地域生活基盤整備事業 ・区域内広場の整備方針策定に関するワークショップの開催(提案事業) ・多文化共生センター(提案事業)</p>
<p>その他</p> <p>街並みの形成の誘導を図るための方策について</p> <p>良好な市街地環境の創造・保全を図るため、地区内を「駅前商業地区」「沿道商業地区」「中低層住宅地区」「低層住宅地区」に分け、地区毎に「建築物の用途の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の高さの最高限度」「建築物等の形態又は意匠の制限」「垣、又はさくの構造の制限」に関する地区計画(案)を策定しており、16年度中の地区計画決定を目指している。</p> <p>交付期間中の計画の管理について</p> <p>交付期間中において各種事業を円滑に進め、目標に向けて確実な効果をあげるために、毎年実施可能な指標について算出を行い、以降の各事業の取り組みについて必要な見直しを図る。また毎年実施する権利者だけでなく広く市民を対象にした説明会において状況を報告する。</p>	